

奈良市地産地消プロモーション業務委託仕様書

この仕様書は、奈良市内における奈良市産農産物（以下、「市産農産物」という。）の消費拡大目的とした奈良市地産地消プロモーション事業（以下、「本事業」という。）の業務委託について、基本的な事項を定めるものとする。

1. 業務名

奈良市地産地消プロモーション業務委託

2. 業務目的

地産地消推進のためには奈良市民（以下、「市民」という。）による市産農産物の購入行動が不可欠であるが、大和野菜を始めとする市産農産物の認知度は低く、流通が活性化していない現状である。本事業では、市産農産物を活用したイベントの実施やプロモーション活動を通じて、市産農産物の購入場所の認知度拡大を図るとともに、地産地消の魅力を発信することで市民の購買行動に繋げ、市産農産物の生産拡大及び販売促進を目的とするものである。

3. 契約期間

契約日～令和8年3月31日

4. 履行場所

原則、奈良市内とする。

5. 業務内容

以下の各項目を含む一連の事業運営、各所調整及び申請業務、広報・記録業務を一体的に実施すること。

（1）イベント開催業務

・場所：ならファミリーらくだ広場（奈良市西大寺東町2-4-1）

※上記場所の調整が困難な場合は、同規模以上の場所を市に提案したうえで協議すること。

・実施回数：年2回を予定

※1回目は10月18日（土）、19日（日）のいずれかとし、日時については市と協議して決定するものとする。

・内容：イベント会場の管理者と調整し、以下内容をすべてイベント内で実施すること

① マルシェ

市産農産物の購入場所として直売所等の認知度向上を図るため、市内直売所等が一堂に

会したマルシェを実施する。開催にあたっては、直売所等との出店交渉、ブースの設営（各店舗の名称が分かる看板の制作を含む。）のほか、ブース運営全般を受注者の責任において実施するものとする。

・出店直売所等（案）

月ヶ瀬温泉ふれあい市場、湖畔の里つきがせ、田原やま里市場、阪原直売所コスモス、つげの畑高原屋、旬の駅ならやま、旬の駅クロスウェイ中町店、産直市場よってって秋篠店、まほろばキッチン JR 奈良駅前店、奈良のうまいものプラザ、大和情熱野菜 等

② 市産農産物の試食企画

素材を活かした簡易で素朴な調理により、市産農産物の試食提供を行う。材料の調達、調理者の選定、調理法の検討に加え、調理の際に必要な機器及び場所の確保も行うものとする。また、必要に応じて保健所等への届け出を行うこと。

③ 市産農産物を使った販売メニューの提供

市内店舗による市産農産物を使用したメニューを販売する。また、実施に向けて販売店舗の募集を行う。商品のテイクアウト、イートインの別についても検討の上、必要に応じて保健所等への届け出を行うこと。

④ トークショーの開催

市産農産物を PR するトークショーを開催する。登壇者は、令和 6 年度の本事業において起用した関宏美氏（野菜ソムリエ上級プロ）同様、奈良市に所縁があり、市産農産物について見識が深く、また市民にも訴求力の高い者とし、本事業の目的を理解し協力的である者とする。

⑤ 来場者及び事業者アンケート

イベント来場者及び出店事業者よりアンケートを取り集計する。アンケート項目については、市と協議し決定するものとする。

（２）動画制作業務

市産農産物の購入場所を市民に広報するため、直売所等を紹介する動画を作成する。動画は 1 分を超えるものとし、（１）①に出店するすべての直売所に対し取材・撮影の上、動画作成を行うものとする。ただし、動画の本数や企画の詳細は市と協議して決定するものとする。動画にはテロップの挿入を必須とし、必要に応じて BGM やナレーションを盛り込み編集作業を行ったうえで、完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示等の機会を設けること。

・撮影場所：イベント当日＋直売所での撮影

・公開方法：市公式 YouTube や市農政課 SNS 等での発信を想定

（３）イベント広報物作成業務

イベント広報に係るチラシ制作業務を行う。制作の際は、市が校正を 2 回以上行うものと

する。

- ・サイズ：A4 片面カラー
- ・紙質：コート紙またはマットコート紙（90kg）を目安とする。
- ・部数：1,000 部
- ・納品形態：市と協議して決定する

6. 業務の実施方法

（１）業務の実施計画

受注者は、業務実施にあたり業務スケジュール等を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

（２）業務に関する打合せ

業務に関する打合せは適宜実施するものとし、議事録については受注者が作成し、速やかに提出すること。

7. 成果品

受注者は、業務の成果品として、次に定める書類及び電子データを業務完了報告書に添えて、業務完了後 15 日以内に発注者に提出するものとする。

- （１）実施報告書（写真、来場者数、アンケート結果等を含む）
- （２）制作動画（電子データ一式）
※CD-R または DVD-R 等の記録媒体（１部）を提出すること
- （３）イベント広報物
- （４）その他、発注者が必要と認める資料

8. 成果品における著作権等

- （１）本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）は、成果品を提出する時に、受注者から発注者に移転する。ただし、（４）により発注者の承認を得て使用した第三者の著作物又は受注者が従前から保有する著作物の著作権についてはこの限りではない。
- （２）成果品が提出された後においては、発注者及び発注者の指定する第三者は、受注者に断りなく、また費用が発生することなく、成果品を活用することができる。
- （３）受注者を含む成果品制作の関係者は、成果品を内部資料、記録又は事業実績の紹介等の目的の場合に限り、発注者の事前の承認を得て使用することができる。
- （４）受注者は、本業務において制作される成果品に、第三者の著作物又は受注者が従前から保有する著作物を使用する場合は、事前に発注者の承諾を得るとともに、受注者の費用と責任において発注者及び発注者の指定する第三者が成果品を使用するために必要な権利処理を行う。

(5) 第三者との間で著作権や著作者人格権に関する係争等が発生した場合は、受注者の費用と責任において、受注者が対応すること。

(6) 受注者を含む成果品制作の関係者は、成果品について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しない。

9. 成果品の活用範囲

本業務完了後、発注者は成果品を内部資料のほか、以下の範囲において活用する。

奈良市ホームページ、奈良市動画チャンネル、奈良市 SNS、奈良市広報誌、奈良市発行のチラシ及びパンフレット、その他奈良市の広報媒体

10. その他留意事項

感染症対策、安全管理等に配慮し行うこと。特に5(1)に掲げる業務の実施にあたっては賠償責任保険等に参加し、万一の場合に備えること。

11. 疑義の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により決するものとする。